

公立小・中学校の３５人以下学級の早期拡大に関する意見書（案）

国は、３５人以下学級の実施について、平成２３年度の公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校１年生で実現し、平成２４年度には教員の加配を行うことの財政措置により、小学校２年生まで拡大した。しかし、平成２５年度以降、小学校３年生以上の３５人以下学級の実施は見送られてきた。

都内の校長会を始めとする教育関係者や父母、都民からは、小学校３年生以上への３５人以下学級の拡大が強い要望として上がっている。また、先行して少人数学級を実施している自治体では、学力の向上、不登校児童の減少など多くの効果が報告され、全学年での実施に踏み切る県などが増加している。

さらに、全国都道府県教育委員長委員協議会・全国都道府県教育長協議会でも、平成２８年度の国への重点要望事項として、法改正による３５人以下学級の早期拡大を求めている。

子供たちの学習面と、いじめ・不登校問題など生活面の両面から成長を図れるよう一人一人に行き届いた教育を進めるためにも、３５人以下学級を全学年で実施する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- １ 小・中学校全学年における３５人以下学級を、法改正により早期かつ計画的に実施すること。
- ２ ３５人以下学級の実施に当たっては、児童・生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編成や教職員配置ができるようにすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年３月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て